



えひめ発の地方創生実現に向けた提言 第4版

～実効性のある地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略推進のための地方分権・規制改革～

平成30年7月
愛媛県行政改革・地方分権推進プロジェクトチーム



目次

はじめに	1
提言項目一覧	2
1 地方創生の取組みの支障となるものの解消に向けて	
(1) 地方創生の取組みを加速させるために	3
(2) 自主財源の確保に向けた制度の見直し	6
(3) 地方の取組みに対する制度要件の緩和	7
(4) 国主導で導入が進められている制度等への財源措置	8
2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために	
(1) 産業力の強化と成長産業の育成	9
(2) にぎわいの創出による交流人口の拡大	11
3 出会いの場をつくり、安心して子どもを生き育てるために	
(1) 子ども・子育て支援の充実	13
(2) 子どもや親子に安心な環境の整備	14
4 元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために	
(1) 安心できる環境の整備	17
(2) 心豊かに暮らせる地域づくり	26
(3) 地域連携による協働のきずなづくり	27

はじめに

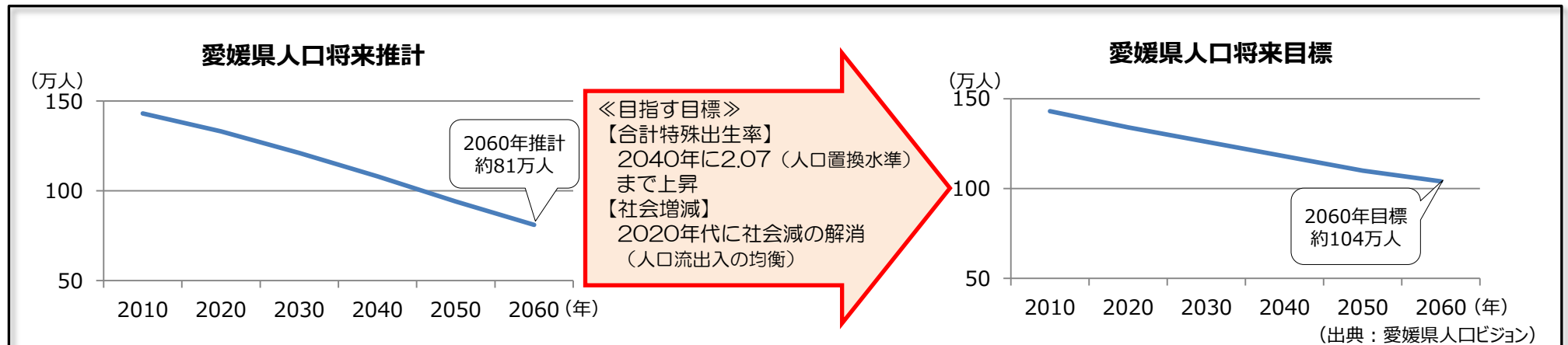
愛媛県では、「愛媛県人口ビジョン」を踏まえた「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各種施策に取り組んでいますが、これらの取組みを効果的に推進し、県内人口の自然減の歯止め、県外への流出の是正を着実に進めていくためには、国と地方が協働し、同じベクトルで地方創生に取り組んでいかなければなりません。

本提言は、自治体の独自性の発揮や実需につながる施策・アイデアなど、実効ある地方創生の具体的取組みを行っていくうえで支障となる国の関与や規制の見直し等について、「チーム愛媛」として、現場を知る立場から「地方創生実現に向けた提言」として取りまとめたものです。

本提言が、今後の人口減少に伴う様々な課題への対応の一助となるとともに、地方創生の取組みを加速させるものとなることを期待します。

平成30年 7月

愛媛県行政改革・地方分権推進プロジェクトチーム



愛媛県版 まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、下記の3つの目標と具体的施策を示すことで、県内人口の自然減の歯止め、社会減の是正の着実な推進を図る。

愛媛県版 まち・ひと・しごと創生総合戦略

【基本目標 1】

地域に働く場所をつくる・人を呼び込む

- (1) 産業力の強化と成長産業の育成
- (2) 良質な雇用の場の創出と次代を担う人材の確保
- (3) 移住・定住の促進
- (4) にぎわいの創出による交流人口の拡大

【基本目標 2】

出会いの場をつくる・安心して子どもを産み育てる

- (1) 若い世代の自立と出会いの支援
- (2) 子ども・子育て支援の充実
- (3) 子どもや親子に安心な環境の整備
- (4) 子育てと仕事の両立支援

【基本目標 3】

元気な地域をつくる・いつまでも地域で暮らせる

- (1) 安心できる環境の整備
- (2) 心豊かに暮らせる地域づくり
- (3) 地域連携による協働のきずなづくり
- (4) 地域を支える担い手の確保

えひめ発の地方創生実現に向けた提言 項目一覧

1 地方創生の取組みの支障となるものの解消に向けて

(1) 地方創生の取組みを加速させるために

提言 1	地方分権改革に関する提案募集方式の対象拡大	P3
提言 2	地方の意見を踏まえた地方創生の実現に向けた実効性のある支援	
提言 3	サイクリングコースを案内するブルーラインの規格統一	P4
提言 4	地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の推進に対する支援	P5

(2) 自主財源の確保に向けた制度の見直し

提言 5	自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し	P6
------	-----------------------	----

(3) 地方の取組みに対する制度要件の緩和

提言 6	浄化槽市町村整備推進事業の要件緩和	P7
提言 7	外国人技能実習制度 2 号職種への「林業」の追加	

(4) 国主導で導入が進められている制度等への財源措置

提言 8	マイナンバー制度の安定した情報連携環境の構築	P8
------	------------------------	----

2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために

(1) 産業力の強化と成長産業の育成

提言 9	指定野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の引下げ	P9
提言 10	炭素繊維等高機能素材を活用した産業創出への支援	
提言 11	事業承継に関する支援の充実	P10

(2) にぎわいの創出による交流人口の拡大

提言 12	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした外国人観光客の地方への誘客促進	P11
提言 13	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成の取組みへの支援	
提言 14	中小企業における障がい者アスリートの雇用促進	P12

3 出会いの場をつくり、安心して子どもを生み育てるために

(1) 子ども・子育て支援の充実

提言 15	地方単独で行っている子ども医療費助成の全国一律の制度化及び財源措置	P13
提言 16	認定こども園の設置及び運営基準における自園調理義務付けの見直し	

(2) 子どもや親子に安心な環境の整備

提言 17	高等学校等就学支援金制度に係る支給要件の緩和	P14
提言 18	学校施設長寿命化対策に係る支援制度の充実	
提言 19	公立学校施設整備事業における予算単価の引上げ	P15
提言 20	通級による指導の対象となる障がいの種類の見直し	
提言 21	教員の業務負担軽減に関する支援	P16
提言 22	児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの決定による母子生活支援施設への入所制度の導入	

4 元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために

(1) 安心できる環境の整備

提言 23	離島航路に係る対象航路の拡大	P17
提言 24	地方単独医療費助成に対する国庫負担金等の減額措置の廃止	
提言 25	届出による救急医療病床の設置	P18
提言 26	在宅の重症心身障がい児（者）に係る支援体制基準の緩和	
提言 27	発達障がい早期支援体制の充実	P19
提言 28	AI・ICTを活用した要介護認定実現に向けた新しい仕組みの構築	
提言 29	外国人介護人材の確保に関する各種制度等の要件の緩和	P20
提言 30	原発の円滑な廃炉に向けた各種措置	P21
提言 31	複数の都道府県をまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可	P22
提言 32	土砂等の埋立て等に係る法制度の整備	
提言 33	国営土地改良事業等受益地の農用地区域からの除外に関する規制の見直し	P23
提言 34	被災者生活再建支援制度の適用拡大	
提言 35	災害時における災害情報の収集伝達システムの整備に係る財政措置の拡充	P24
提言 36	ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設及び医療提供体制推進事業費補助金制度等の改善	
提言 37	災害医療従事者の育成に係る財政支援制度の創設	P25

(2) 心豊かに暮らせる地域づくり

提言 38	空家対策に関する税制改正	P26
提言 39	狩猟者の確保・育成対策	

(3) 地域連携による協働のきずなづくり

提言 40	日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和	P27
-------	---------------------------	-----

1 地方創生の取組みの支障となるものの解消に向けて

(1) 地方創生の取組みを加速させるために

提言 1 地方分権改革に関する提案募集方式の対象拡大 【内閣府】

- 現状
- ・ 国が直接執行する事業の運用改善や補助制度が現場の実情と乖離していることを受けた補助率等の見直しについては、提案募集の対象外となっている。
 - ・ 過去に提案した案件のうち、国が対応しなかった場合でも、前回とは異なる新たな支障事例がない限り検討の対象外となっている。

- 提言
- ・ 募集の対象を自治体の事務に限定せず、国や民間が実施する事務についても、制度改正の余地のあるものについては、現に具体的支障事例が無い場合も含めて、提案募集の対象とすること。
 - ・ 過去に提案した案件であっても、複数の地方公共団体から提案があった場合や社会情勢の変化により課題が明確になった場合については、新たな課題として改めて検討の対象とするなど、実効性のある運用に向けて提案の内容を拡充すること。

効果

自治体の事務か否かを問わず、現場を知る自治体が改善提案を行い、関係省庁が真摯に検討を進めるよう改善することで、地方が抱える課題の解消につながるとともに、地方創生の取組みを加速できる。

提言 2 地方の意見を踏まえた地方創生の実現に向けた実効性のある支援 【内閣府】

- 現状
- ・ 地方創生推進交付金の予算措置や同交付金の地方負担分の地方財政措置をはじめとした所要財源はこれまで確保されてきたが、今後も同等以上の財源が継続的に確保されなければ、地方自治体における総合戦略に沿った計画的な事業推進に支障が生じる。
 - ・ 「生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金」については、国の29年度補正予算で措置され、自治体のハード整備事業に対し補助されているが、国からの事前の情報提供が不十分なままで、交付金事業の募集が通知されてから事前相談の締め切りまでが約2週間、申請の締め切りまでが約1ヵ月であったため、県内市町の中には事業内容を十分に検討する時間的余裕がなく、結果的に申請を諦めざるを得ない事例があった。

- 提言
- ・ 地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に必要な財源を確実に確保すること。
 - ・ 交付金事業の募集を行う際には、事前の情報提供を十分に行い、自治体が準備する期間を確保すること。

- 効果
- ・ 必要な財源を確保することで、県内各自治体が総合戦略を引き続き強力に推進し、地方創生への波及効果をさらに拡大させることができる。
 - ・ 申請までの十分な準備期間が確保されることで、国が提供する地方創生推進の機会を逸することなく、各自治体の実情に応じた事業を行うことができる。

提言 3

サイクリングコースを案内するブルーラインの規格統一 【国土交通省】

現状

- 本県では、サイクリングは“健康”と“生きがい”と“友情”を与えてくれるという「自転車新文化」を提唱し、しまなみ海道サイクリングロードを始めとした「愛媛マルゴト自転車道」28コースの整備を国・県・市町が連携して実施。
- 「愛媛マルゴト自転車道」では、車道の左側にブルーラインを整備し、サイクリングコースや目的地を明示している。
- ブルーラインは、本県のほか、広島県、高知県、和歌山県、富山県、京都府、岡山県においても整備を進めている。
- 平成30年5月には、四国一周ルートの一統案内ピクトのデザイン案について、四国4県及び四国地方整備局で構成するアイランド四国推進協議会で決定した。

提言

国内外のサイクリストが国内のサイクリングコースを安心して利用できる環境を整備するため、全国で整備が広がりつつあるブルーラインの規格を統一すること。

効果

- わかりやすくサイクリングコースを明示することで、地図を持たなくても、目的地への到達が可能となる。
- 自転車に対する左側走行の喚起と自動車運転者に対する自転車への注意喚起が図られる。

参考1：ブルーラインの規格

- 幅：20cm
- 厚さ：1.5mm
- 色：青（マンセル値10B6/6）
- 材質：溶融式塗料
- 滑り抵抗値を75BPN以上確保（アスファルト舗装と同等以上の抵抗値）
- 路面標示ピクト（距離・方向を明示）を主要交差点及び1kmピッチで設置

・ブルーライン



・路面標示ピクト



現状

- 平成29年5月に自転車活用推進法が施行され、国土交通省に設置された自転車活用推進本部において、自転車の活用を総合的・計画的に推進するため、14項目の基本方針に即した「自転車活用推進計画」が平成30年6月に閣議決定され、都道府県及び市町村においても、区域の実情に応じた自転車活用推進計画の策定に努めることとなっている。
- 本県においては、「愛媛サイクリングの日」を創設をはじめ、アクティブシニアスポーツ自転車体験会、子供向けサイクルスクール、女性サイクルユニットによる情報発信など、自転車を活用した新たなライフスタイルの普及・浸透に努めている。
- さらに、台湾「日月潭サイクリングロード」との姉妹自転車道協定の締結、しまなみ海道自転車料金の無料化（期間限定）のほか、中国・四国・九州地方の近隣県とのサイクリングによる広域連携に取り組んでいる。

提言

- 地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の推進に向けて、自転車関連予算の総額確保や新たな財政支援制度の創設、規制緩和などの必要な措置を講じること。
- 国においては、本県独自の取組みを先進的な取組み事例として全国展開を図るとともに、自転車の活用推進に向けた施策を実施するうえで必要な財源措置をする際は、先進的な取組みを行っている愛媛県へ重点配分を行うこと。

効果

- 自転車をきっかけとした交流人口の拡大による地域活性化が図られる。
- 自転車が健康、生きがい、友情を育む、本県提唱の「自転車新文化」の推進が図られる。

参考：サイクリングによる広域連携の例

○四国一周サイクリングの推進

四国一周サイクリングルート（1,000km）を設定し、四国4県が一体となって四国一周サイクリングのブランド化に向けた取組みを実施

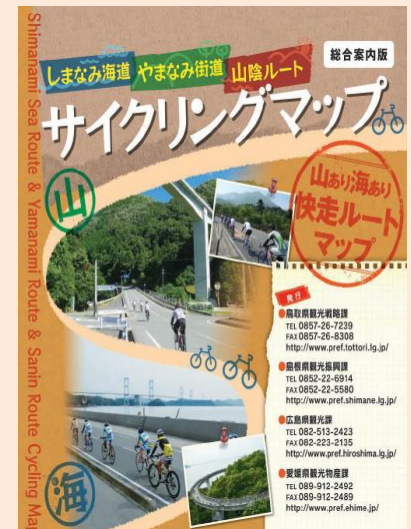
○愛媛県・広島県・島根県・鳥取県との広域連携
サイクリングを活用した広域連携事業として、各県が推奨するサイクリングルートを接続する広域ルートを設定

- 今治・道後はまかせ海道 [約52.1km]
今治から道後温泉を結ぶルート
- しまなみ海道サイクリングロード [約69.9km]
尾道と今治を結ぶ「サイクリストの聖地」
- やまなみ街道ルート [約187km]
日本海から瀬戸内海まで駆け抜けるルート
- 山陰ルート [約70km]
穴道湖温泉駅から大山を結ぶルート

四国一周サイクリングルートマップ



しまなみ海道・やまなみ海道・山陰ルート サイクリングマップ



(2) 自主財源の確保に向けた制度の見直し

提言 5

自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し

【総務省・国土交通省】

現状

- ローンで自動車を購入した場合、所有者はローン会社等となるが、完済後も所有権の移転登録がなされないケースがあるため、使用者が自動車税を滞納した場合、当該滞納に係る自動車に対して差押えができない。
- 自動車税の滞納繰越額の件数は全体の約8割を占めており、迅速な徴収手続が求められている。

提言

ローン完済によって実質的に所有権が使用者に移転していると認められるものについて、職権により登録変更の申請ができるよう制度改正を行うか、または、税法上のみなし規定により、当該滞納に係る自動車の差押え（公売を含む）が可能となるよう制度改正を行うこと。

効果

自動車税という地方税の貴重な財源を確保できるとともに、徴収事務の負担軽減・迅速化が図られ、税の公平性が保たれる。

(3) 地方の取組みに対する制度要件の緩和

提言 6

浄化槽市町村整備推進事業の要件緩和

【環境省】

現状

本県では、生活排水処理対策に効果的かつ効率的な浄化槽市町村整備推進事業の取組みを市町に求めているが、高齢化や人口減少のため、整備予定基数が国の補助金交付要件とされている、5～7年程度の間には50基以上の整備が見込めない自治体は、国の交付金を活用できず、単独で整備せざるを得ない。

提言

浄化槽市町村整備推進事業実施要綱における基数要件（5～7年程度の間には50基以上）を緩和すること。

効果

当該事業に係る市町の負担が軽減され、汚水処理率の向上、浄化槽の適正な維持管理及び利用者の負担軽減につながる。

提言 7

外国人技能実習制度2号職種への「林業」の追加

【法務省・林野庁】

現状

- 外国人技能実習制度については、農林水産業のうち林業のみが、技能実習2号の対象とされておらず、1年での帰国を余儀なくされている。
- 国の補助事業「緑の雇用」新規就業者育成推進事業においても、林業の技術を習得するのに3年かかるとされていることから、林業を技能実習2号職種に追加し、十分な研修を行うことが望ましい。

提言

日本の優れた林業技術を諸外国に普及し、産業活性化や環境保全等の国際貢献を図るため、外国人技能実習制度の2号職種へ林業を追加すること。

効果

- 日本の優れた林業技術、高性能林業機械を使用した搬出や、コンテナ苗での緑化技術を実習することにより国際貢献と世界レベルでの環境保全が図られる。
- 技術だけでなく、日本の優れた労働安全対策（リスクアセスメント等安全対策や安全用具の使用）を学習することにより、罹災率の低下が図られ、人材の保全に寄与する。

(4) 国主導で導入が進められている制度等への財源措置

提言8

マイナンバー制度の安定した情報連携環境の構築

【内閣官房・内閣府・総務省・厚生労働省】

現状

- 情報連携の総合運用テストや試行運用等において、全国共通の情報連携用データレイアウトに事務処理上支障をきたす不備が発見され、住民の利便性向上（添付書類の省略等）が実現できない事務手順が生じたとともに、大幅なデータレイアウト変更が必要となり、自治体側にシステムの改修やデータ登録作業及び予定外の作業経費負担が発生することとなった。データレイアウト変更は、情報連携の対象手順の追加等に伴い今後も実施されるものであり、同様の問題の発生が懸念される。
- 情報連携のために26年度から新たに設置した中間サーバー、統合宛名システム等について、システム更新への対応経費が必要となる。当初構築を国補助で行ったものであり、更新についても同様に国補助が必須。

提言

- マイナンバー制度における情報連携について、現状の不備改善や対象手順の追加等を行う際には、自治体側での事務処理手順まで考慮した全体設計を徹底し、問題の発生を未然に防止すること。
- 情報連携用データレイアウト等の全国共通仕様を変更する場合や情報連携のために新たに設置した中間サーバー、統合宛名システム等のシステム更新について、対応経費の地方への財政措置を講じること。

効果

マイナンバー制度の安定した情報連携環境を実現することで、住民手続の「添付書類の省略」等、住民にとっての制度メリットが発揮できる。

2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために

(1) 産業力の強化と成長産業の育成

提言 9 指定野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の引下げ 【農林水産省】

現状

- ・ 本県は急傾斜地や中山間地域での小規模な生産が多く、また、農家所得の向上のため、需要に応じた多様な販売チャネルによる直接取引や、6次産業化への取組みの拡大など、一律のまとまり要件を満たすことが難しくなっている。
- ・ 県内の指定産地数は、平成15年度の26産地から平成28年度には17産地と大幅に減少し、さらに、平成29年度には、さといもの産地では、共同出荷割合の要件を連続して下回り、事業の対象外となった。

提言

「指定野菜価格安定対策事業」では、農協等への共同出荷割合が全国一律の要件（2/3又は1/2）となっているが、流通が多様化している現状を踏まえ、中山間地域や条件不利地域における小規模産地での共同出荷割合について、地域の実情に応じた低い割合を可能とすること。

効果

流通が多様化している現状を踏まえた制度に改めることによって、消費者への安定供給を図りつつ、農家所得の安定による産地の維持・発展につなげることができる。

提言 10 炭素繊維等高機能素材を活用した産業創出への支援 【経済産業省・国土交通省】

現状

- ・ 企業の製品開発等に係る支援制度はあるものの、炭素繊維等高機能素材の活用の特化した支援制度は充実していない。
- ・ 船舶素材については、船舶安全法や鋼船規則の中で、不燃性材料や鋼又は鋼と同等の材料等と規定されており、炭素繊維等高機能素材の適用拡大を図るためには、国際海事機関への働きかけが必要。
- ・ 建築材料については、建築基準法により種類および適合規格を定められており、安定的に炭素繊維等高機能素材を建材に適用するには、建築基準法に基づいた構造・耐火両面での迅速な個別大臣認定が求められる。

提言

企業の参入支援の拡充及び人材養成の充実、炭素繊維等高機能素材の船舶素材、建築素材への適用拡大を行い、炭素繊維等高機能素材を活用した産業創出支援を行うこと。

効果

- ・ 炭素繊維等高機能素材を活用した産業集積が県内に形成されることにより、県内企業の競争力が高まり、産業振興へつながる。
- ・ 船舶への高機能素材の適用により、軽量化が図られ、船員の負担軽減、CO2削減等の効果が期待される。
- ・ 建築材料へ高機能素材を適用することにより、より強度の高い構造が可能となり、さらに現状用いられている金属における錆び等の課題解決へつながる。

提言 11**事業承継に関する支援の充実****【経済産業省】**

現 状

- 事業承継支援は、成果に至るまで長期間を要するため、安定的かつ継続的な事業承継・世代交代集中支援事業の実施が求められてる。
- 経営承継関連保証等の対象者が限定的であり、これから承継に取り組む経営者で経営者の交代が発生していない場合は対象外。
- 経営承継関連保証等の保証料率が一般的な保証と同等(0.45%~1.90%)であり、経営者が事業承継を行う利点を感じられない。

提 言

中小企業経営者の高齢化が進む中、事業承継の一層の促進を図るため、事業承継・世代交代集中支援事業を継続的に実施するとともに、その資金供給の円滑化を図る観点から、保証要件の緩和等により支援内容を充実させること。

効 果

円滑な世代交代・事業承継を促し、地域経済の維持・発展につながる。

(2) にぎわいの創出による交流人口の拡大

提言 12

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした外国人観光客の地方への誘客促進

【国土交通省】

現状

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として外国人観光客を誘客する際、地方は交通費の高さがネックとなる。
- H29年の訪日外国人観光客は2,869万人となり、H32年に4,000万人という目標達成が視野に入ってきたものの、観光客のコースは、東京－富士山・箱根－名古屋－京都・大阪の「ゴールデンルート」や北海道・沖縄に偏っており、訪日外国人観光客の大幅な増加が地方に十分波及していない。
- 全国各地で、多様な交通事業者の参画のもと、低廉な周遊パスが販売されているが、各社・各自治体それぞれがPRを行うとともに、販売窓口・方法等が異なっている状況。

提言

外国人観光客を広く全国に誘導するとともに、地方での周遊・滞在を促し、地方経済の活性化に資するため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、航空券と全国各地の周遊パスのセット販売等に向けた環境整備を進めること。

効果

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え外国人観光客の更なる来日が期待される中、全国各地の周遊パスの認知度向上や購入の動機付け、利便性向上を通じて、外国人観光客の地方誘導と周遊・滞在を促進することは、地方経済の活性化につながる。

提言 13

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成の取組みへの支援

【内閣官房・文部科学省】

現状

- 東京2002オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成や盛り上げに当たっては、商標、エンブレム等の使用手続きを可能な限り簡素化することが求められている。
- また、代表選手が参加する壮行会や報告会は、全国の子どもに夢を抱かせる絶好の機会であり、スポンサーや自治体、競技団体だけでなく、所属企業や学校が主催するものも公開を可能とするなど、我が国の実情に応じた運用が求められる。

提言

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、商標、エンブレム等の使用手続きを可能な限り簡素化するとともに、代表選手が参加する壮行会や報告会を広く公開可能とするなど、地域レベルでの機運醸成の取組みを後押しすること。

効果

スポーツの持つ力を最大限活用することで、人や地域がつながり、スポーツによる地域活性化が図られる。

提言 14**中小企業における障がい者アスリートの雇用促進****【内閣官房・文部科学省】**

現状

- 東京2020パラリンピック競技大会に向け、本県ではパラスポーツコーディネータを設置し、企業によるアスリート雇用に向けた活動を行っているが、地方の中小企業では、資金的な面からアスリート活動に専念できるような環境整備は難しく、雇用につながりづらい状況にある。
- 特に、本県においては、平成29年に開催された第17回全国障害者スポーツ大会（えひめ大会）で培った競技力や県民の関心の高まりを一過性のものとすることなく継承、発展させていくことを目指しており、地域の実情に合った民間主導型の障がい者スポーツ支援が必要とされている。

提言

障がい者がアスリート活動に専念できる環境を整え、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図るため、中小企業向けにインセンティブを付した障がい者アスリート雇用促進制度を創設し、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図ること。

効果

障がい者の社会参加の推進や社会における障がい者への理解の促進など、スポーツを通じた共生社会の実現に寄与する。

3 出会いの場をつくり、安心して子どもを産み育てるために

(1) 子ども・子育て支援の充実

提言 15

地方単独で行っている子ども医療費助成の全国一律の制度化及び財源措置 【厚生労働省】

現状

- ・ 平成30年4月現在、県内20市町のうち、14市町が義務教育修了まで入院・通院とも助成を実施しているものの、財政事情等から助成拡大に踏み切れない市町もあり、子育て負担の格差が拡大することも懸念される。
- ・ 住所地によって子どもに要する医療費の負担割合が違う現状は、誰もが同じ負担割合で医療を受けられるという国民皆保険制度の趣旨に反し、保護者の不公平感が生じている。

提言

地方が単独で行っている子ども医療費助成について、少子化対策として義務教育修了までの医療費助成を全国一律の制度として創設し、地方が負担する費用に対し、国が財源措置を行うこと。

効果

- ・ 義務教育修了までの間、住所地にかかわらず子どもの医療費の負担割合が同じ取扱いとなり、保護者の不公平感が解消される。
- ・ 安心して子どもの医療が受けられることで、少子化対策が図られる。

提言 16

認定こども園の設置及び運営基準における自園調理義務付けの見直し 【内閣府・厚生労働省】

現状

- ・ 幼稚園では食事を外部搬入により提供している施設があるが、認定こども園に移行した場合、3歳未満児に対する食事は自園調理を行わなければならない、調理室と調理員が必要となるため、幼稚園から認定こども園への移行の妨げの一因になっている。
- ・ 認定こども園に移行した後も、施設が3歳以上児の食事を外部搬入する場合は献立を3歳未満児と同一なものにできず、また、異なる食事となった場合には、園全体として進めようとする食育ができない可能性がある。

提言

認定こども園では、3歳未満児の給食は原則自園で調理することが義務付けられているが、民間の給食サービスが充実してきていることから、義務付けるかどうかを各自治体の裁量で判断できるよう緩和すること。

効果

施設の改修や調理員の確保が足かせとなり、認定こども園への移行に躊躇している幼稚園について、認定こども園への移行が促進され、多様な保育ニーズに対応できる。

(2) 子どもや親子に安心な環境の整備

提言 17

高等学校等就学支援金制度に係る支給要件の緩和

【文部科学省】

現状

- ・ 就学支援金の支給期間は最大36月とされており、長期療養などやむを得ない事由により休学した者が、留年後、支給期間を超過して修学することとなる期間は支給対象外とされている。
- ・ 履修単位数についても、単位制で教育課程上74単位を超えて習得する者について、超過分は支給対象外とされている。

提言

高等学校等就学支援金制度に係る支給期間（最大36月）や、履修単位数（上限74単位）について、長期療養などのやむを得ない事由等、個々の事情を斟酌した上で延長・拡大できるよう要件を緩和すること。

効果

個々の事情を斟酌した上で支給期間等を延長・拡大することができるよう要件を緩和することで、生徒が安心して修学することが可能になる。

提言 18

学校施設長寿命化対策に係る支援制度の充実

【文部科学省】

現状

- ・ 公立学校施設整備費国庫負担事業における長寿命化改良事業により、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げているが、1校当たり7,000万円（小規模校は1,000万円）以上の全面的改修が要件であるため、計画的に改修する部分的な工事が対象となっていないほか、高等学校は長寿命化改良事業の対象となっていない。
- ・ 耐震化が終了した学校施設の老朽化が懸念されており、学校施設の長寿命化対策を進める上で、財源の確保が不可欠。

提言

学校施設の長寿命化改良事業において、対象を大規模改修に限定する要件を撤廃し、計画的な部分的改修を対象とするなど、財政規模の小さな団体でも対応できるようにすること。また、小・中学校のみでなく、高等学校も支援の対象とすること。

効果

事業の対象を大規模改修に限定する要件を撤廃し、財政規模の小さな団体でも対応できるようにするとともに、高等学校を支援の対象とすることで、計画的に安全・安心な教育環境の整備の推進が図られる。

提言 19**公立学校施設整備事業における予算単価の引上げ****【文部科学省】**

現状

交付金の算定基礎となる予算単価については、資材費・労務費などの変動を考慮の上、適宜、改定が行われているが、実際の工事に要する経費と予算単価に依然として乖離があり、実際の施設整備に見合う額が交付されておらず、自治体にとって、実質的な超過負担となっている。

提言

実際の工事に要する経費と国交付金の算定基礎となる予算単価との間に乖離があり、事業費に見合う額が交付されていないため、実情に合うよう予算単価の引上げを図ること。

効果

実情に合った予算単価への引上げがなされることにより、自治体の負担が軽減され、公立学校の施設整備の一層の推進を図ることができる。

提言 20**通級による指導の対象となる障がいの種類の見直し****【文部科学省】**

現状

- ・ 知的障がい児は、小中学校の通常の学級に在籍できるにもかかわらず、通級による指導の対象外であることから、個々の障がいの状態等に応じた特別の指導を受けることができない。
- ・ 学校現場では、保護者の希望に沿うよう、通常の学級の中で各教師が可能な範囲で個別の配慮を行っている。

提言

知的障がいを通級による指導の対象に加えること。

効果

- ・ 本県では、インクルーシブ教育システム構築という国の方針のもと、多様な学びの場の整備を進めており、通常の学級に在籍する知的障がい児についても、他の障がい種の児童生徒と同様に通級による指導を行うことで平等な教育機会が確保できる。
- ・ 個々の障がいの状態等に応じた特別の指導が可能となることで、多様な学びの場の整備につながるとともに、学校現場の負担を軽減し、子供の成長を願う保護者の期待に応えることになる。

提言 21

教員の業務負担軽減に関する支援

【文部科学省】

現状

- ・ 児童生徒を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校現場に期待される役割が拡大するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現などを目指した新学習指導要領の円滑な実施も求められている。
- ・ また、部活動指導は、教員の長時間勤務の大きな要因のひとつであり、特に経験のない競技等を指導する場合は、心理的負担も大きいことから、国において部活動指導員の配置について予算措置が講じられたが、中学校に限定したものであり十分なものとは言えない。
- ・ 勤務実態調査の結果から、教員の長時間勤務の実態が看過できない深刻な状況にあり、教員のワーク・ライフ・バランスの向上や自己研鑽の充実、心身の健康維持に資する働き方改革の取組みを強力に推進する必要がある。

提言

- ・ 複雑化・多様化する教育課題に的確に対応できるよう、教職員の定数改善を確実にすること。
- ・ スクール・サポート・スタッフや部活動指導員などの支援スタッフの配置促進に向けた実効性のある予算措置を講ずること。
- ・ 本県が独自に進めている高等学校における部活動指導員の配置についても補助対象とすること。

効果

公立学校教員の業務負担の軽減、長時間勤務の是正が図られるとともに、部活動を含めた教育の質の確保・向上につながる。

提言 22

児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの決定による母子生活支援施設への入所制度の導入 【厚生労働省】

現状

- ・ 婦人相談所等におけるDV相談や児童相談所における児童虐待相談は、近年、高水準で推移しており、また、DV被害者が入所の半数以上を占めていることから、母子生活支援施設に対する潜在的なニーズは高いと考えられるが、入所世帯数は減少傾向にある。
- ・ DV被害者等の初期の相談対応を行う機関は、必ずしも入所決定権を有する福祉事務所に限らないため、相談から施設入所による保護・支援に結び付いていないケースが多く存在すると考えられる。

提言

福祉事務所の権限となっている母子生活支援施設への入所決定の権限を、児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターにも付与すること。

効果

相談から施設入所までのワンストップ化が図られ、相談窓口である児童相談所や婦人相談所等と施設が一体となった母子の保護及び自立支援が可能となる。

4 元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために

(1) 安心できる環境の整備

提言 23 離島航路に係る対象航路の拡大 【国土交通省】

現状

- ・本県の島しょ部における離島航路については、地域の重要な生活航路であるにもかかわらず、他に代替手段のない唯一航路ではないことから国庫補助の対象外となっており、関係自治体による船舶の無償貸与や運航欠損への補助金支出等が行われている。
- ・人口減少や近隣自治体が架橋で本土と接続されたこと等により利用者の減少が続き、運航欠損が拡大する中、地元自治体の財政負担も重くなり、減便で対応せざるを得ない状況が生じるなど地域住民の生活にも影響が出ている。

提言

地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替手段がない航路に限るという要件を緩和し、唯一航路に準じて国の補助対象として認定すること。

効果

地域の重要な生活航路について、離島航路に係る対象航路の要件を緩和し、国庫補助対象とすることで、海上交通を通学・通院等のために利用する交通弱者の足が安定して確保される。

提言 24 地方単独医療費助成に対する国庫負担金等の減額措置の廃止 【厚生労働省】

現状

- ・全国の自治体では、子育て家庭の経済的負担の軽減等を目的に、子どもの医療費の自己負担への補助や、社会的弱者のセーフティネットとして障がい者の医療費の自己負担への補助といった地方単独の医療費助成を実施している。
- ・国は「安易な受療を招き、医療費を増加させる」として、全国で約410億円の国庫負担金等を減額調整している。（未就学児の医療費助成に係る減額調整措置（約75億円）については、平成30年度から解消）
- ・地方が実施している医療費助成の取組みは、本来国策として行うべきものであり、国庫負担金等の減額調整措置は、国に代わって少子化対策等に取り組む地方の努力に反するものであり、財政運営の厳しい国保の財政安定化を阻害している。

提言

地方自治体が子どもや障がい者等に対して独自に医療費を助成した場合、国民健康保険に対する国庫負担金等を減額調整する措置について、全国的に導入が進み標準的となっているものについては直ちに廃止すること。

効果

国庫負担金の減額調整措置を全面的に廃止することで、全国で約410億円の地方負担が解消され国保の財政基盤強化につながる。

提言 25

届出による救急医療病床の設置

【厚生労働省】

現状

- 病床不足から入院を要する重症患者への救急医療ニーズに対応できず、救急医療体制の維持が困難な事例が発生している。
- 救急医療に係る病床等については、厚生労働大臣の同意を得れば、病床過剰地域においても新たな病床を設置できる「特例病床制度」はあるが、大臣同意に時間を要することから支障を来している。
- 診療所の病床については、平成30年度より救急医療に係る病床を都道府県知事への届出により設置できるが、救急告示病院の病床については届出による設置（増床）はできない。

提言

病床過剰地域において、救急医療に係る病床を新たに設置しようとする場合は、地域の実情に合わせ迅速に対応できるよう、都道府県知事への届出による設置を可能とすること。

効果

厚生労働大臣の同意を廃止することで、救急医療を維持するために必要な病床を速やかに整備することができ、地域の実情に応じた救急医療提供体制の安定的な確保が可能となる。

提言 26

在宅の重症心身障がい児（者）に係る支援体制基準の緩和

【厚生労働省】

現状

- 重症心身障がい児（者）向けのサービスについては、医療的に対応できる人材等の確保が困難であることや、利用者の急な体調不良によるキャンセルも多いことなどから、利用者確保等のため人口密集地にサービスが偏る傾向にあり、事業所の無い地域では、長時間の送迎をしている家庭も多く、利用者の大きな負担となっている。
- 中山間地域が多く、サービス資源も限られている本県においては、南愛媛療育センターによる2カ所の分園でのサービス提供や子ども療育センターによる巡回療育など、小規模でも広域的にサービスを提供できる取組みを行っているが、国が定める基準には、巡回に伴い発生する追加的費用を考慮した区分が設けられておらず、サービスを拡充する上での支障となっている。

提言

中山間地域など利用者が少ない地域でもサービスが提供できるよう、利用者の地域に出向いてサービスを行う巡回方式を実施する場合を考慮した報酬算定構造に改めること。

効果

利用者数が少ないと見込まれる地域における巡回療育の拡充を支援し、重症心身障がい児（者）が身近な地域で安心して生活できる環境整備が図られる。

提言 27

発達障がい早期支援体制の充実

【厚生労働省】

現状

- ・ 発達障害者支援法において、市町村は、乳幼児健診等において児童の発達障がいの早期発見に十分留意する責務が課されている。
- ・ しかし、法定の1歳半健診や3歳児健診のみではその発見が困難な場合もあること等から、5歳児においても健診や相談を行う動きが全国的に広がりを見せているが、財政支援策が講じられていないことから、一部の自治体にとどまっている。

提言

5歳児健診における発達障がいの発見に係る取組みの経費を国庫補助事業に位置付け、発達障がいの早期発見に係る取組みを強化すること。

効果

- ・ 早期に適切な支援を受け周囲の環境が調整されることで、健全な自己肯定感の形成と二次障がいを防ぐ効果が期待される。
- ・ 発達障がいの早期発見について一義的な責務を持つ市町村の取組みを支援することで、保護者が安心して子育てができる環境整備につながる。

提言 28

AI・ICTを活用した要介護認定実現に向けた新しい仕組みの構築

【厚生労働省】

現状

- ・ 一次判定の基礎となる要介護認定調査では、正確性と公平性が要求されるが、認定調査員の知識・経験に左右されることから、自治体間の公平性の確保が課題となっている。
- ・ また、主治医意見書による二次判定では、医師が多忙なため、意見書作成までの時間がかかることや内容が十分でない、内容に矛盾がある、といった問題点がある。
- ・ 高齢化の進展に伴う要介護認定調査の件数増加により、各自治体は、認定調査員や介護認定審査会委員の確保、各種事務負担の増加に苦慮しており、今後、要介護認定事務の円滑な実施が困難になる自治体が増加することが懸念されている。

提言

認定調査による一次判定と主治医意見書による二次判定を一元的に処理するためのAI・ICTを活用した新システムを構築すること。

効果

要介護認定件数の増加が懸念される中、効率的かつ公平・公正な要介護認定が実現することで、介護給付の適正化と自治体の負担軽減が図られ、制度の信頼性と持続可能性の担保につながる。

現状

- ・ 認知症や医療ニーズを併せ持つ要介護高齢者の増加に伴い、現在、外国人介護人材の受入を進めているが、経済連携協定（EPA）による受入れは、3か国（インドネシア、フィリピン、ベトナム）に限られているとともに、1国あたりの受入れ人数枠も300人が上限となっていることから、これまでの就労人数は250人弱と極めて少ない。
- ・ 外国人技能実習制度に介護分野が追加されたが、介護分野の人材については、日本語能力N4（基本的な読み聞き）で入国が許され、2年目にはN3レベル（日常場面での読み聞き：EPAと同レベル）が求められている。
- ・ 外国人を受け入れている介護施設の現場では、日本語でコミュニケーションをとって業務に携わりながら技術や知識を習得しているが、業務とは別に資格試験のための日本語学習をしている実態がある。

提言

- ・ 資格試験や養成施設における言語面での配慮をすること。
 - ①介護福祉士国家試験では英語等での受験を可能とすること。
 - ②介護福祉士養成施設については、英語等による授業を実施すること。
 - ③介護現場におけるコミュニケーション力を確保するための支援方策を検討すること。
- ・ 外国人を受け入れる各種制度において要件を緩和すること。
 - ①EPAによる受入れについて、ミャンマーをはじめとする東南アジア各国など受入れ対象国と、1国あたりの受入れ人数枠を拡大するとともに、在留期間を大幅に延長すること。
 - ②技能実習制度においては、語学等に係る要件緩和を検討するとともに、コミュニケーション支援や入国後の生活のサポート体制を整えること。
 - ③技能実習生が介護福祉士国家資格を取得できるよう支援策を講じるとともに、国家資格を取得した場合には在留資格を得て就労できるよう、入管法上の対象者に追加すること。

効果

- ・ 介護専門知識の取得と、コミュニケーションとしての日本語の読み書き能力の取得を分離することで、外国人の負担を軽減し、介護職員としての能力を引き出しやすくなる。
- ・ 現行の外国人の介護人材を受け入れる制度であるEPAのみならず、在留資格や技能実習制度への介護職拡大にあたって要件緩和や在留期間の延長を進めることで、深刻な課題となっている介護人材の確保が促進される。

現状

- 我が国では伊方原発と同型の加圧水型原子炉の廃炉実績はなく、初めての経験となることから、様々な課題が出てくるおそれがある。
- 原発の廃炉・解体に伴い発生する廃棄物のうち9割以上は放射性物質を含まない一般の産業廃棄物であるが、原発から発生する廃棄物というだけで再利用や処分が困難となることが予想される。また、低レベル放射性廃棄物は、放射能レベルに応じて浅地中トレンチ処分、浅地中ピット処分、余裕深度処分を行うこととされているものの具体的な処分先が決まっていないなどの課題があり、円滑に廃炉が進まないおそれがある。
- 原発の廃炉・解体等を行うためには、運転により発生した使用済燃料を当該原子炉の使用済燃料プールから移動させることが必要となる。しかしながら、使用済燃料の保管については、各原発の使用済燃料プールが、数年で満杯になるものが多く、さらに、プールが満杯になっても持っていき所がないという、逼迫した状態である。これは、六ヶ所再処理工場が稼働していないこと、使用済燃料の最終処分場がいまだに決まっていないことなどが原因である。

提言

- 安全な廃炉にはさまざまな分野の技術の集積が必要であることから、加圧水型原子炉に広く適用できる廃炉技術研究を伊方原発において実施すること。
- 原発の廃炉・解体等に伴い発生する廃棄物等の処分については、発生者責任という原則を基本に、原子力事業者が取組みを進めることは当然であるが、安全性や必要性について、国民に対して十分な説明に努め、理解を深めていくなど、エネルギー政策を司る国として積極的にサポートすること。
- 原発の廃炉・解体等を行うためには、運転により発生した使用済燃料を当該原子炉の使用済燃料プールから移動することが必要となることから、原子力発電をエネルギー政策の柱としてきた国は、使用済燃料の保管、中間貯蔵、再処理、高レベル放射性廃棄物最終処分に対して、前面に立って取り組むとしているが、確実に対策を進めるよう、今まで以上に国が責任を持って取り組むこと。

効果

- 四国電力が設置している廃止措置研究に係る検討会に国が参画しているところであるが、より一層、国が積極的に関与することで加圧水型原子炉の廃炉技術が確立される。
- 原発の廃炉解体に伴い発生する廃棄物の処分先が決定されるとともに、使用済燃料の搬出・処分先が整備されていくことにより、円滑な廃炉が進められる。

提言 31

複数の都道府県をまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可

【環境省】

現状

- 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業については、自治体ごとの許可を要することとなっていることから、事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合、それぞれの都道府県ごとに許可を要し、事業者にとって事務手続や経費にかかる負担が大きい。
- 行政処分を行う場合、他の自治体の行政指導状況等も把握する必要があるが、情報収集が困難であり、効率的な事務手続となっていない。

提言

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合の当該許可については、主たる事務所を所管する都道府県を經由して、環境省（地方環境事務所）が行うこと。

効果

- 事業者にとって書類作成に係る業務負担及び経費（手数料）の削減を図ることができるとともに、自治体にとっても、事務負担の軽減を図ることができる。
- 廃棄物処理法違反の発覚時等において、国主導のスピーディーな対応が可能となる。

提言 32

土砂等の埋立て等に係る法制度の整備

【環境省】

現状

- 本県では、建設汚泥を「土砂」と称して不法投棄した事件を契機に、不適正な土砂等の埋立て等を規制するため「土砂条例」を平成12年に制定・公布している。同様の条例を制定しているのは、本県を含め18府県にとどまっている。
- 条例制定後も、県外からがれき類が混入した土砂等が持ち込まれた事案や、事前の届出と異なる土砂等が持ち込まれた蓋然性が高い事案が発生している。
- 地方自治法による条例罰則の上限規定（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が存在するため、抑止力が十分に発揮できていない。

提言

- 県域を越えて土砂等が移動し、埋立て等に使用されている実態を踏まえ、次の内容を規定した土砂等の埋立て等の適正処理に関する法律を制定すること。
- ① あらかじめ処理計画を作成・提出させるなど、土砂等を発生させた側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組み
 - ② 土砂等の搬入・埋立て等の行為については許可制とし、安全確保のための許可基準
 - ③ 不適正な処理を行った者に対する罰則（法人重課を含む）

効果

全国統一的に、土砂等の発生から埋立て等の一連の流れにおいて、適正処理を推進することが可能となる。

提言 33**国営土地改良事業等受益地の農用地区域からの除外に関する規制の見直し****【農林水産省】**

現状

- 国営又は国の補助による土地改良事業では、「工事完了公告における全ての区間の工事完了の日の翌年度」から8年が経過していない場合は、受益地の農用地区域からの除外が原則として禁止されている。
- 大規模な国営土地改良事業等は、受益地が広範囲で、区域を画して工事期間が何期にも及ぶため、区域によっては、その区域の工事が終了した時点と、全ての区域の工事完了公告時点とに大きな時間差が生じる。
- 区域の工事が終了し、実際上の受益が発生してから相当の期間が経過していても、受益地の農用地区域からの除外が原則としてできないため、制度と住民の感覚のずれにより地元の理解が進まず、当該区域の農業情勢・社会情勢の変化等を即座に反映させることが困難な場合がある。

提言

長期にわたる大規模な事業で、部分的に工事が完了して効果が発現した受益地については、地域の実態に合った土地利用を進めるため、農用地区域からの除外に係る起算を「実際上の受益効果が発生させた工事が完了した日の属する年度の翌年度」とすること。

効果

農業情勢・社会情勢の変化等の実態に応じた土地利用が進めやすくなる。

提言 34**被災者生活再建支援制度の適用拡大****【内閣府】**

現状

- 本県においては、平成16年度に被災者生活再建支援法が適用された災害において、同法の対象とならない半壊・床上浸水の被害については、市町が被災者に支援する場合に県独自の支援制度で対応することとなった。
- 近年では、平成24年5月に茨城県及び栃木県、同年9月に埼玉県及び千葉県で、それぞれ竜巻による甚大な被害が発生したが、市町村境などで発生した被害では、市町村又は都道府県の全壊世帯数の違いにより、支援対象となる自治体と支援対象とならない自治体が存在した。

提言

- 「被災者生活再建支援制度」では、全壊や大規模半壊などに限定されているが、半壊や床上浸水の被害でも、日常生活に大きな支障が生じているため、適用対象とすること。
- 同じ災害で複数市町にまたがる被害でも、住宅全壊被害が10世帯未満の市町村に居住する被災者も支援金の支給対象とすること。

効果

大規模災害時に、支援対象の拡充及び自治体間での不均衡の是正がなされ、被災者の生活再建が一層促進される。

提言 35**災害時における災害情報の収集伝達システムの整備に係る財政措置の拡充****【内閣府、総務省】****現状**

- 災害時に、交通や通常の通信手段が途絶した場合などにおける災害情報の住民への確実な伝達や収集、県・市町等関係機関間の連絡手段として、デジタル同報系防災行政無線をはじめとする災害情報の収集伝達システムの整備が不可欠。
- 南海トラフ地震対策を推進するうえで、山間部や島しょ部を多く抱える本県にとっては、多額の経費を要する市町の同報系防災行政無線のデジタル化（特別強化地域である宇和海沿岸5市町では宇和島市、八幡浜市、西予市（一部整備）で未整備。県内全市町では整備済は10市町のみ。）は喫緊の課題となっている。

提言

災害時における災害情報の住民への確実な伝達や収集、県・市町等関係機関間の緊急連絡手段として、デジタル同報系防災行政無線をはじめとする災害情報の収集伝達システムの整備に係る財政措置を拡充すること。

効果

国が災害情報の収集伝達システム整備に対する財政支援を拡充することで、災害時における災害情報の住民への確実な伝達や被害状況の把握、応急対策のための関係機関間の迅速・的確な連絡体制の構築が可能となり、多くの県民の生命を守ることができるとともに、減災効果も期待できる。

提言 36**ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設及び医療提供体制推進事業費補助金制度等の改善****【厚生労働省】****現状**

- ドクターヘリの運航に係る国庫補助制度としてドクターヘリ導入促進事業（医療提供体制推進事業費補助金）があるが、格納庫の確保に係る費用については補助対象外経費とされている。
- 国はドクターヘリ導入促進事業について100%配分したとはいえ、補助金全体の交付率は61.1%に止まっており、ドクターヘリの運航費を確保するには、他の事業を削減し充当せざるを得ない状況。
- 医療提供体制推進事業費補助金は、救急医療や周産期医療など、地域医療の推進に不可欠な補助金であるものの、補助金総額が補助基準額を大幅に下回る状況が続いており、事業の縮小や中止、県費での補填を余儀なくされている。

提言

- 地方の財政負担が大きいドクターヘリの運航に係る財政措置を充実すること。
- 医療提供体制推進事業費補助金について、ドクターヘリ導入促進事業はもとより、その他の事業についても、補助基準額に応じた交付が確実にされるよう、法律補助とするなど、補助金制度の改善を図ること。
- 同補助金の多くの事業が地域医療介護総合確保基金に移行されたことから、同基金の配分に当たっては、都道府県の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたって十分な財源を確保すること。

効果

補助基準額に応じた予算額を確保することで、ドクターヘリ導入促進事業及びその他の事業について、地方に対する過重な負担の解消につながる。

現状

- 東日本大震災以降、DMAT及び医療救護班に対する期待・関心は高まってきているが、平成28年熊本地震では、発災直後から救護班の支援開始まで、DMATの活動が長期化したことや、橋梁や主要道路が損壊することにより、被災地外からの支援に混乱が生じるなど、DMATの拡充や地域バランスを考慮した体制整備が大きな課題となっている。
- 本県では、国が実施する日本DMAT養成研修を活用して計画的なDMATの育成に取り組んできたが、受講枠に限りがあること（愛媛県は年3回の受講枠）や、県外での受講は受講者や所属病院に負担が大きく、DMATの拡充等が困難な状況。
- また、日本DMATを保有する医療機関は、DPC制度（包括医療費支払制度）の加算項目の対象となっており、平時から携行機材の整備や研修・訓練の参加等に係る経常的な費用の負担軽減が図られているが、都道府県DMATを保有する医療機関は加算項目の対象外となっている。

提言

- 地域で持続的にDMAT等の災害医療従事者の育成が図られるよう、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度を整備すること。
- DPC制度（包括医療費支払制度）の地域医療指数の加算項目に、「都道府県が要請するDMATの保有」を加えること。

効果

都道府県によるDMAT養成研修や技能維持研修等の実施により、災害医療従事者等を確保し、大規模災害時の円滑な対応が可能となる。

(2) 心豊かに暮らせる地域づくり

提言 38

空家対策に関する税制改正

【国土交通省・総務省】

現状

- ・ 倒壊の危険が高い特定空家等については、市町長が除却勧告した場合には、固定資産税の住宅用地特例（小規模住宅用地：課税標準を1/6に減額など）の適用が除外され、市町長の除却命令に従わなかった場合は、50万円以下の過料に処せられることとなった。
- ・ しかし、除却勧告がなされ住宅用地特例が除外された場合、空家の除却の有無にかかわらず、更地の評価になるため課税状況が変わらないことや、過料に比して除却費用の方が一般的に割高であることから、当該特定空家等がそのまま放置されるおそれがある。

提言

除却勧告等に従わず特定空家等を放置した場合は、固定資産税の重加算を行う等、更なる税制改正を行うこと。

効果

特定空家等を除却しなかった場合は、より高率な固定資産税が賦課されるようになるため、所有者等による自発的かつ早期の除却が促進される。

提言 39

狩猟者の確保・育成対策

【農林水産省】

現状

有害鳥獣の捕獲を担う狩猟者は、全国的に高齢化が進展しており、今後、狩猟者の確保対策を講じなければ、狩猟者の減少に伴い地域の捕獲体制が崩壊しかねないと懸念される。特に、狩猟免許の保持では、様々な経済的負担が必要となることから、今後、狩猟免許の継続的な保持や新規の取得を促すためには、狩猟者の負担軽減が喫緊の課題となっている。

提言

狩猟者の負担軽減を図るとともに、捕獲のインセンティブを高めるため、有害鳥獣捕獲に取り組む者に対して鳥獣被害防止総合対策交付金の対象とならない保険料、診断書等の経費を支援する仕組みを創設すること。

効果

狩猟者の負担軽減が図られるとともに、捕獲のインセンティブを高める仕組みが創設されることで、狩猟者の確保並びに有害鳥獣の捕獲が促進され、農作物等被害の軽減が期待できる。

(3) 地域連携による協働のきずなづくり

提言 40

日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和

【農林水産省】

現状

[日本型直接支払制度共通項目]

- ・ 高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要なることから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。

[個別項目：中山間地域等直接支払制度]

- ・ 中山間地域等直接支払制度では、平成28年度に協定農用地面積が15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定で集落戦略を策定した協定について返還規定の見直しが図られたが、本県においては77%の協定が15ha未満（872協定中666協定）であり、集落連携・機能維持加算についても新たな人材の確保要件があるため県内では当該加算に取り組む協定がなく、高齢者は将来の不安や集落への負担を心配し、参加をあきらめるものが多い。
- ・ 農用地を後継者の住宅や農林水産業関連施設へ転用することは認められているが、住宅以外の施設（店舗、作業舎、倉庫等）への転用は認められていないため、移住しようとする者や担い手等の就業機会の確保、経営の安定化に向けた体制整備において支障となっている。

提言

[日本型直接支払制度共通項目]

- ・ 高齢者等の参加を促進し、地域の共同活動と農業生産活動の継続を推進するため、事業実施期間（現行5年）について、5年以内で柔軟に設定できるようにすること。
- ・ 人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始（認定）年度にまで遡及される返還義務を、活動実績が確認できる年度分については、返還を免除すること。

[個別項目：中山間地域等直接支払制度]

- ・ 中山間地域等直接支払制度について、高齢者が参加しやすいよう多面的機能支払交付金と同様に、返還義務を廃作部分（個人部分）のみとし、中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること。

効果

- ・ 集落の活性化、機能維持が図られるほか、多くの集落が活動に取り組むことにより集落間連携が促進される。
- ・ 制度の安定化により参加者の減少を食い止めることで農地保全効果が高まり、移住者の増加や担い手の規模拡大により地域活性化が図られる。